

平成30年TOKYO交通安全キャンペーン  
12月1日(土)～7日(金)  
世界一の交通安全都市  
TOKYOを目指して

市民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期における交通事故および渋滞の防止を図ります。

重点項目として、子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止、自転車の交通事故防止、二輪車の交通事故防止、飲酒運転の根絶、違法駐車対策の推進

### 市民葬儀制度のご案内

市民葬儀は、市が祭壇料金等について市内葬儀業者と協定し実施している制度

業者名	所在地	電話番号
小金井祭典(株)	本町5-32-19	☎385-4700
(株)セシモの森	本町2-19-21	☎401-2755
(有)東京フラワーセシモニー	東町4-3-3	☎381-0120
花会(はなえ)	貫井南町1-16-17	☎386-3552
(株)三和式典	本町5-8-3	☎335-8585
(株)セシモニーわかば	貫井北町2-15-11-101	☎380-6510
(株)セシモ	緑町2-4-1	☎384-5171
(株)三晃	中町4-5-23	☎384-5502
多摩式典(株)	中町4-4-8	☎381-0832

※表中、電話番号は市外局番042を省略しています

祭壇	内容	A B C		
		金らん5段・彫刻3段	225,720	-
祭壇	金らん4段	-	142,560	-
	白布3段	-	-	99,792
霊きゆう車	普通車	15,290	15,290	15,290
	大人	53,100	53,100	53,100
火葬料	子ども(6歳以下)	29,000	29,000	29,000
	大人	11,772	11,772	11,772
容器	子ども(6歳以下)	5,184	5,184	5,184
	大人	305,882	222,722	179,954
合計	子ども(6歳以下)	275,194	192,034	149,266

※火葬料は非課税。そのほかは消費税8%を含む

に取り組みます。

#### 自転車安全利用五則

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

▽自転車は車道が原則、歩道は例外  
▽車道は左側を通行  
▽歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
▽安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)  
▽子どもはヘルメットを着用

▽子どもはヘルメットを着用  
▽交通安全課交通対策係(☎042-387-9850)

#### 木造住宅耐震診断・改修費用助成制度の拡充

さらなる耐震化を図るため助成制度を次のとおり拡充しました。助成条件、申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

【助成金額】  
▽耐震診断費用の助成Ⅱ5万円から8万8千円へ上限額を拡充し、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満切り捨て)▽耐震改修費用の助成Ⅱ30万円から60万円へ上限額を拡充し、耐震改修費用の3分の1以内から2分の1以内へ拡充(千円未満切り捨て)

【対象】  
昭和56年5月31日以前に着

なほ、葬儀によっては会場代や食代等が別途必要になる場合がありますので取扱業者とご相談ください。

市民課戸籍係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9816)

工した市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の木造一戸建て・木造店舗併用住宅(延べ床面積の過半が居住用)を所有する個人へと拡充

※同一の住宅に対し各助成1回のみ  
◇共通◇

【新築(増改築)調査にご協力を】  
新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、平成31年度課税のために、平成30年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

調査内容は、調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査内容は、調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

取り壊したときは「ご連絡を」  
市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、

家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

◇共通◇  
資産税課家屋係(☎042-387-9821)

空き家の譲渡所得の3千万円特別控除  
空き家の発生を抑制するための特例措置として、相続した空き家の売却等を行い、一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3千万円が特別控除されます。

市内に所在する家屋について、この特例措置を受けるために税務署へ提出する書類のうち、「被相続人居住用家屋等確認書」は、地域安全課で発行しますので、所定の様式に必要書類を添えて提出してください。

地域安全課地域安全係(☎042-387-9806)

政治家の寄附は禁止  
寄附禁止のルールを守って  
政治家の寄附は禁止されています。

12月・1月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

政治家は贈らない  
有権者は求めない  
政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

選挙管理委員会事務局(☎042-387-9881)

### 子ども子育て

第3回ジュニアサイエンスプログラム  
「みえない」を「みえる」にーさまざまな分析に挑戦しよう

時12月22日(土)午後2時～4時  
所東京農工大学科学博物館  
館講飯野孝浩さん(同大学特任教授) 対中学生定24人(申込順) 申12月4日午前10時から、電話、ファクスまたはEメールで氏名・性別・学年・学校名・電話番号を明記し、同博物館(☎042-388-7163 FAX042-388-7598) ka@aku@cc.tuat.ac.jp)へ

図書館本館おたのしみ会  
時12月12日(水)午後2時～2時40分、午後3時30分～4時10分(15分前から受付開始) 所図書館本館階集会所  
内人形劇「あかずきん」、大型絵本の読み聞かせなど 対1歳児～小学生(保護者も参加可) 定各回50人(当日先着順) 問図書館本館(☎042-383-1113)

赤ちゃんのためのおたのしみ会  
時12月21日(金)午前11時～11時30分 所公民館東分館 市内在住・在勤・在学の0～2歳児と保護者定20組(申込順) 申12月1日から、電話ま

ファミリー・サポート・センター会員説明会  
登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

時12月12日(水)午前10時～11時30分 所保健センター 依頼員 市内在住で、原則生後57日～小学生の子どもと同居している方▽協力会員 援助活動に関心のある20歳以上の方(協力会員講習会への参加が必要) 他保育あり(要事前申込) 申12月1日から、電話でファミリー・サポート・センター(☎042-320-1701) 日曜・祝日を除く午前9時～午後5時)へ

たは直接、図書館東分室(☎042-383-4550)へ

平成31年ひとり親家庭等医療費助成の申請受付  
18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭などに対して、医療保険の自己負担すべき額から一部負担額を除いた額を助成します。

今まで受給していなかった方でも、平成29年中の所得が制限内の方は、平成31年1月1日から受給できる場合があります。

なほ、すでに受給中の方は、改めて申請する必要はありません。

受付期間12月30日(月)～14日(金) 受付場所子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9839)

掲載内容の詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。